フィールドレポート

出田家所蔵播磨国風土記写本調査概報

――谷森本播磨風土記（谷・二一五）を介して――

垣内章

はじめに

さきの拙文[1]の発表後に調査しえた『播磨国風土記』の写本のうち、播磨国揖西（いっさい）郡揖保村（現兵庫県たつの市揖保町揖保上）の夜比良神社神官であった出田冨祇（とみまさ）所蔵本（たつの市立龍野歴史文化資料館寄託）三点について概略を報告する。なお、用字等は前書に準拠した。

出田本の概要

○「播磨風土記」

〈奥書・跋文等〉

右播磨風土記以或家古巻令寫之當時出雲豊後之外諸國風土記逸（於後人擬作者餘国猶有之）寔可謂奇珎矣

寛政八年六月廿六日（同日令一校而昕ㇾ有不審重以正本可校者也）　正二位藤　紀光

嘉永五年九月六日書写　平　種棨

（朱書）「同　六年十一月廿八日書写校合了　中臣連胤」

安政三年十月八日書写了　源　爲彦

同　四年十月十五日書写了

此書すへて朱もて書入たるは鈴鹿連胤なり墨もて張紙したるは上月為彦なりまたおのがおもふよしはかなもてかけり　平保

明治三（庚午）年正月吉書初寫之　出田冨祇

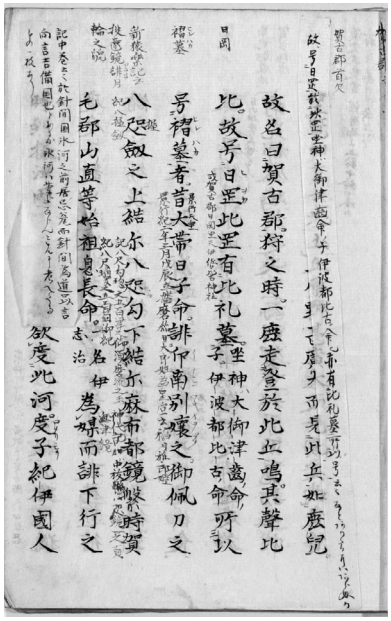

播磨風土記

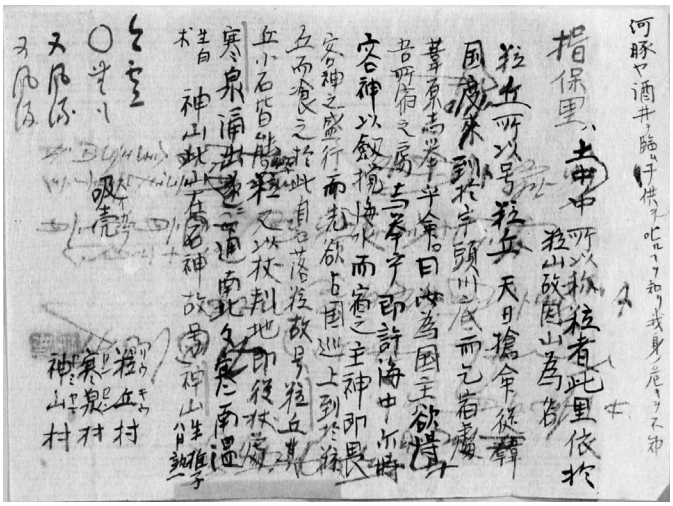

紙片Ｂ面

※タテ二七・八センチメートル、ヨコ二〇・〇センチメートル。表紙裏表紙除く四八丁。半丁一行二〇字詰め、七行。本文四八丁。表紙に、「播磨風土記　全」を直書し、「15－435」のラベルが添付する。「出田藏書之印」朱文竪印、「冨祇」白文方印、「子塁氏」カ[2]の朱文方印あり。考証記事・惣国風土記播磨国条・逸文二条あり。今のところ、岡平保本の最も古いしかも忠実な写本であるが、岡家本にはない付箋[3]等もある。

書写した出田冨祇は、家伝[4]によると夜比良神社祠官で、平田門下であったとのこと。

なお蛇足ながら、本書に挟み込まれた紙片のＢ面には、一文字脱漏、一文字加上があるものの、基本的には出田本「播磨風土記」から抜き書きしたものと認められる揖保郡揖保里条が記されており、本文の「粒丘」「寒泉」「神山」には朱線が引いてあり、左隅には「粒丘村（リウキウ）」「寒泉村（カンセン）」「神山村（カミヤマ）」と別記されている。

Ａ面が、明治二十一年（一八八八）九月九日付けの借用証文であり、返済期日が同年十二月末であることを勘案すると、翌二十二年四月一日に施行される町村制に向けた新村名を『播磨国風土記』に求めようとしたものと思われる。

ただ、新村名は、出田の思いとは別に「揖保村」となったが、これも風土記受容の一形態であろう。

○「**播磨風土記抜書**」

〈奥書・跋文等〉

右播磨風土記以或家古巻令寫之當時出雲豊後之外諸国風土記逸（於後人擬作者餘国猶有之）寔可謂奇珎矣

寛政八年六月廿六日（同日令一校而所ㇾ有不審重以正本可校者也）

正二位藤　紀光

嘉永五年九月六日書写了　　平　種棨

同　六年十一月廿八日書写校合了　中臣連胤

※タテ二五・〇センチメートル、ヨコ一七・〇センチメートル。一三丁。表紙に直書きで「播磨風土記秡書／諸國風土記逸文（下云）記別ニ有／子谷妛與寫」とある。「15－434－　」のラベル添付する。「出田藏書之印」朱文竪印あり。ただし墨付きは一〇丁ウラまで。料紙・筆跡は、播磨風土記・播磨風土記考とは異なる。

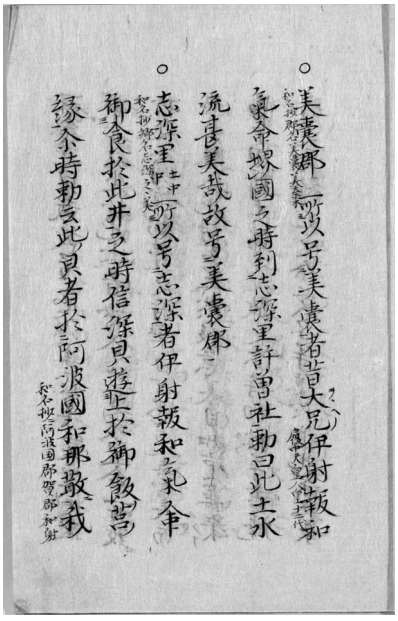

播磨風土記抜書

本写本の構成は、考証記事、惣国風土記播磨国条に続いて、美嚢郡条冒頭から奥書、逸文二条（爾保都比売・明石驛家）、賀毛郡楢原里玉野村条、そして「是ヨリ古風土記寫」として、『備後国風土記』蘇民将来、『伊予国風土記』天の山本、『阿波国風土記』奈汰・勝間井・天の本山を掲出する。

当国風土記の部分は、本文は明らかに校合本系であるが、底本を同定するまでには到らないものの、全体としては多和文庫乙本（上月豊蔭本の写し）が近いような印象を受ける。

ただ、後にも述べるが美嚢郡志深里の高野宮・少野宮・池野宮には、ほかの校合本にはみえない注記が存在する。

なお、子谷政与や書写の時期は現時点では明らかにはしがたいが、本書が『播磨国風土記』、なかでも美嚢郡及びその関連記事に注意が向かっていること、美嚢郡三木町（現三木市本町二丁目）大宮神社の神職池田春翬（しゅんき）が、明治四年（一八七一）二月二日に姫路・龍野方面の探索を終え「諸国風土記」を写し帰っていること、池田の周辺には「子谷近江串人」という同郡小林（現三木市別所町小林）の八幡神社神職の存在が確認できること⑤などから、池田が何らかの関わりを持つのではな

いかと想起される。

○「播磨風土記考」

落款

※上下二冊。上巻、タテ二五・三センチメートル、ヨコ二二・三センチメートル。表紙に「播磨風土記考　上」と直書きし、「15－426－1」のラベル添付する。下巻、タテ二八・五センチメートル、ヨコ二〇・〇センチメートル。表紙に「播磨風土記考　下」と直書きし、「15－436－2」の

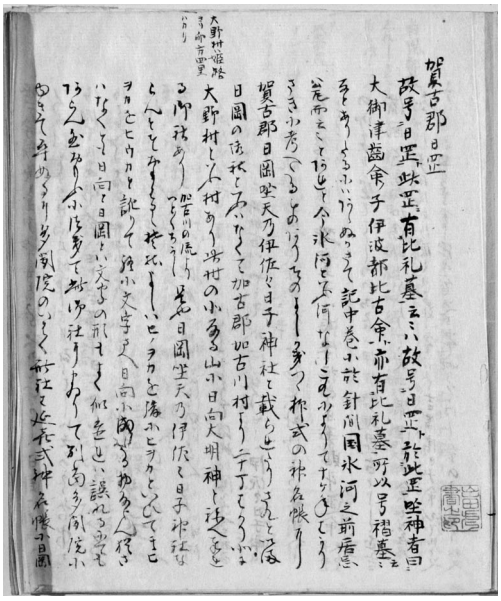

播磨風土記考　上

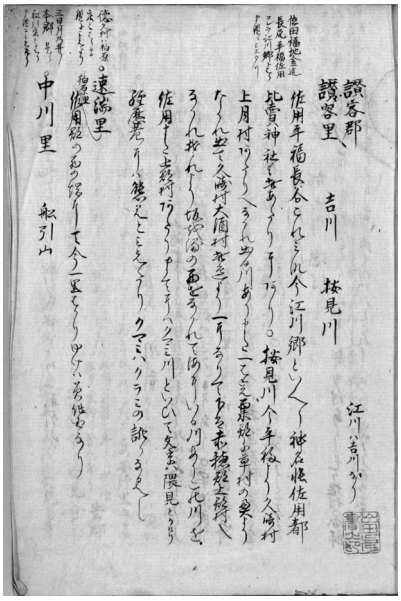

播磨風土記考　下

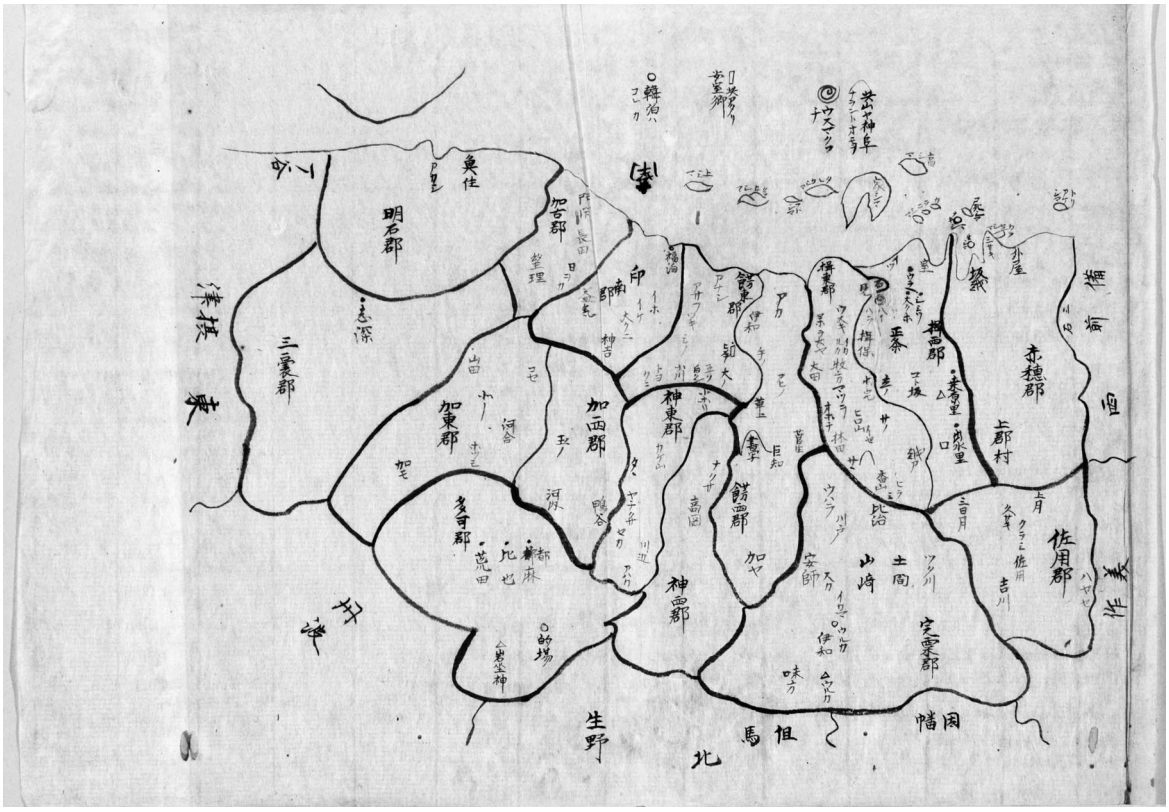

播磨風土記考　下　国絵図

ラベル添付する。

上は、賀古郡日岡から揖保郡桑原里まで、一三丁。下は、讃容郡から追録記事まで、七丁。国絵図は折りたたまれ、挟み込まれている。岡平保の奥書を欠き、転写の年紀もない。両冊ともに、「出田藏書之印」朱文竪印、「出田冨祇」の書名と「冨祇」白文方印、「子塁氏」ヵの朱文方印あり。また、ともに行数・字数一定していない。

書名は東京大学史料編纂所本を彷彿させるが、内実は岡家本の写し(6)であり、親本の指示にしたがって編集しているのは編纂所本と同じである。

ただ、本書は、岡家本とは若干文字の異同があり、後にも述べるように、親本にはない付箋等を有している。

出田本と谷森本播磨風土記（谷・二一五）

出田家所蔵の写本三本のうち、「播磨風土記」「播磨風土記考」は出田冨祇が岡家本を書写したものであるが、出田家本には岡家本には存在しない付箋・書入が認められる。それらを諸本と対照したところ、宮内庁書陵部図書寮文庫谷森本「播磨風土記」（谷・二一五）（以下「谷森本（谷215）」ということがある）と近似するものがあることが判明した。

谷森本（谷215）は、校合本系で、タテ二七・七センチメートル、ヨコ一九・五センチメートル。考証記事・惣国風土記播磨国条（以上貼紙）・逸文二条、頭書、書入、付箋がある。半丁一行二〇字詰め、七行。本文四七丁。谷森善臣の「靖齋圖書」朱文方印、「宮内省圖書印」朱文方印、図書寮のラベルがある。惣国風土記播磨国条の貼紙は、多和文庫甲本の花押と同形の花押で割ってある。

そして、その奥書は、左のような他に例をみない特徴的なもので、しかも柳原紀光の奥書にも他本にはみられない文字使い（傍点部分）が認められる。

（貼紙）
「柳原家藏本奥書

右播磨風土記以或家古巻令写之當時出雲豊後之外諸國風土記既逸（於後人擬作者餘國猶在）最可謂奇珍矣

寛政八年六月廿六日（同日令一校而所々有不審重以正本可校者也）

正二位藤原紀光」

播磨國風土記一巻就三條西殿文庫古巻書寫畢
嘉永五年三月廿九日　　種案
（朱書）「明治十五年九月十九日訓讀畢」

橋本雅之は本書を「『播磨国風土記』の注釈に関する、最も初期の資料[8]」（傍点は引用者）とするが、以下の観点から首肯できない。

今仮に、橋本の言を容れた場合、当該書が校合本系諸本の親本となる可能性が高くなるにもかかわらず、

①同一の奥書を有する写本は、管見の限りでは存在しない

②本文には、行[9]23の「於城」に転倒符合を付す、行24の最後尾を「息長命○（褶）」と、行83では「其○（舩破處者号舩丘波起處者即号）波其波丘琴落」と、行91では「苦斉」とする等々の特徴的な校訂が存在するが、これらは他の校合本系の諸本には認められない

③「善臣」云々で始まる付箋等がみられるが、谷森は、明治三年（一八七〇）十一月までは「種案」を、同四年二月には「善臣」を名乗っている[10]から、これらの付箋等は少なくとも明治四年以降のものとみるべき[11]

④谷森が作成した三条西家本の臨模本は、他の蔵書と共に元治元年（一八六四）の禁門の変により灰燼に帰し、維新後に模写し直されている（多和文庫甲本の谷森奥書）が、本書は罹災を免れえたのか

等々、否定的な事柄があまりにも多く、谷森再臨模本同様、明治期に至って再度書写されたとみるのが穏当なところではないのだろうか。

それはさておき、出田本と谷森本（谷215）との類似点である。

例えば、出田本「播磨風土記考」四丁ウラ（伊和里）の地に貼られた付箋には

善臣按ニ十四丘ノ名上文ニハ沈石丘ヲ脱シ下文ニハ舩丘ヲ脱シタレトモ互ニ考証シテ其名具レリソハ舩丘、波丘、琴丘、筥（ハコ）丘、匣（クシケ）丘、箕形丘、甕丘、稲牟礼丘、胄丘、沈石（イカリ）丘、荛（フヂ）丘、鹿丘、犬丘、日女道（ヒメジ）丘、アハセテ十四アリ上文ニ荛丘トアルハ荛（フヂ）丘ノ誤ニテ下文ノ藤丘ニ當レリ荛字ハ日本紀ニ藤原ヲ荛原トカキタル条モアルニ據テ荛藤同訓ニ用ヒタリシヿヲ知ルヘシ今モ藤字ノ草書ニ〆（ス）トカク是■ナ

ハチ萩字ナリ筥箱通用ハ誰モ知レルカ如シ手苅丘ハ十四丘ノ内ニアラス（〃＝朱書）

とあるが、谷森本（谷215）六丁ウラの付箋には

善臣按ニ十四丘ノ名下文ニ船丘ヲ脱シ此条ニ沈石丘ヲ脱シタレトモ互ニ考証シテ其名具レリソハ船丘、波丘、琴丘、筥丘（ハコ）、匣丘（クシゲ）、箕形丘、甕丘、稲牟礼丘、胄丘、沈石丘、萩丘、鹿丘、犬丘、日女道丘、アハセテ十四アリ（〃＝朱書）

と。また、同書六丁ウラの頭書には

「（朱書）荻恐萩之誤藤萩同訓書記藤原或作萩原萩丘下文藤丘即是」

とある。この出田本「播磨風土記考」四丁ウラの付箋は、その内容から谷森本（谷215）の付箋及び頭書を踏まえたものと見做すべきものであろう。

次に、谷森本（谷215）神前郡多駝里条（三四丁ウラ）の付箋に、

國人云多馳ハ多駄ノ誤ニテタヾトヨムヘキ欤今蔭山庄ノ内ニ多田村東西二村アリ姫路ヨリ三里丑方ニアリト云ヘリ

「（朱書カ）今按ニ多馳ハ多馳ノ誤ナルヘシ」

というものがある。これもほかの写本にはみえないものであるが、その内容から出田本「播磨風土記考」下の四丁オモテ多駝里本文の

この馳もまた曰多馳とある馳もともに駄の誤にてこゝの文ハタヽニコフカモトノリ玉ヒキカレタヽトイフとなくてハ聞えかたし。その上タヽといふ據は蔭山庄の内に多田村東西と二村あり多田村ハ姫路より三里丑方なり

という岡平保の言を踏まえたものとみるのが穏当なところであろう。

とすれば、出田本「播磨風土記考」と谷森本（谷215）とは相互に影響しあっているとしてよいだろう。

もう一点。これは先の二点ほど関連性を明瞭に指摘できるものではないが、「播磨風土記抜書」の美嚢郡志深里条（四丁オモテ）の少野宮・池野宮の傍注に、

日本記（ママ）ニ曰弘計天皇宮二ケ所有一ノ宮ハ少郊（ヲ、キ）ニ有テ二ノ宮ハ池野ニ有トアリ

とある。谷森本（谷215）にも同所に、

「（朱書、右）仁賢紀或本云億計天皇之宮有二所一宮於川村

二宮於縮見高野其殿柱至今未朽」
「顕宗紀或本云弘計天皇之宮有二所一宮於少郊（朱書、左）
二宮於池野」

とあって、出田本の傍注はこのうちの左注を読み下したかと思うほど近似した内容となっている。

これは、『日本書紀』[12]顕宗紀元年条割書の「或本云弘計天皇之宮有二所焉一宮ハ於少郊ニ宮ハ於池野又或本云宮於甕栗」を踏まえたものであろうが、このような傍注は、「播磨風土記抜書」と谷森本（谷215）のみにみられるもので、ほかの校合本にはみることはない。

強いていえば、敷田年治が『標注播磨風土記』[13]の追而書に、

同郡同條．高野宮．少野宮．川村宮．池野宮
とあるハ．顯宗元年ノ紀の細字に或本云．弘計天皇之宮有二二所一焉．一ハ宮ニ於少野一二ハ宮ニ於池野一．仁賢元年ハ紀の細字に．或本云．億計天皇之宮有二二所一焉．一ハ宮ニ於縮ノ見高野一．其殿柱至レ今未レ朽とあるを．書紀の注者．右の宮號を悉ク大和國に説キつけたるハ．大く誤れり．

と注記しているのが類例[14]といえよう。

おわりに

以上、出田家所蔵の『播磨国風土記』にかかる写本の概略、並びに谷森本（谷215）と比較検討する中で得た知見を述べた。

谷森は明治四年二月には「善臣」に改名しているから、出田家所蔵本と谷森本（谷215）との関わりは少なくともそれ以降となろうが、両者がどのようにかかわったのか、考究すべき課題がまた一つ増えたようにも思う。

小稿をなすにあたって左記の方々にお世話になった。末筆ながら感謝の意を表します。（敬称略）
市村高規・出田茂典・宮内庁書陵部・たつの市立龍野歴史文化資料館・田中隆次・依藤保

（1）垣内章「近世末期における『播磨国風土記』の書写・伝播過程について―播磨における風土記の受容―」（『播磨学紀要』第一九号、二〇一六年、播磨学研究所）。

（2）なお検討の要あり。

（3）例えば、神前郡高岡里の本朝語園』七巻の「陰陽家占之沙汰」など。これは、「七種山作門寺」の付箋中「滋岡川人」にかかる史料を付箋としたもの。

（4）現当主、出田茂典氏のご教示による。

（5）探索の主目的は神道形式による葬祭儀式書の入手にあり、「諸国風土記」は副産物の模様。

池田春馨「大宮神社日記」（村松義臣編『春馨の日記』〈三木市文化研究資料第五集、一九六八年、三木市教育委員会〉）。

（6）下の神前郡高岡里の見出しに、「高岡里　神（下）■西奈（上）具佐山」と、平保の編集指示を遺している。

（7）国文学研究資料館ＨＰ電子資料館の数値を参照。

（8）橋本雅之「古風土記の受容と注釈」（『萬葉』第二二二号、二〇一六年）。なお、傍点は垣内が付した。

（9）山川本播磨国風土記の行番号を援用する。以下同。

沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『播磨国風土記』（二〇〇五年、山川出版社）。

（10）明治三年（一八七〇）十一月改の『職員録』には諸陵寮の助として「正七位守平朝臣種松（谷森）」と、同四年二月改の『職員録』には同じく諸陵寮の助として「正七位守平朝臣善臣（谷森）」とある。

国立公文書館ＨＰデジタルアーカイブ参照。

（11）塙忠韶本（国立公文書館）・温故堂文庫本（川越市立中央図書館）「播磨風土記」の奥書には「明治三年三月以谷森善臣家藏本」云々とあるが、両書は同筆。奥書のうち、塙忠韶本の「明治六年七月十日以木村正辞藏本校合了　塙忠韶」のみ異筆（忠韶自書カ）。「明治三年三月」云々は、文字も小さく窮屈な位置に記入されているところから、明治六年（一八七三）七月の書写の最終段階で追記されたものと思われる。

また、両書共に谷森本（谷215）の②のような本文構成にはなっておらず、谷森本（谷215）を披見したとは考えがたい。

拙文「『播磨国風土記』写本調査略報（承前）」（『播磨学紀要』第二〇・二一合併号、播磨学研究所）も併せ参照下されば幸いである。

(12) 巻末に「慶長十五庚戌仲夏念八／洛納野子三白誌」とある本。無刊記で巻末に「慶長己亥(四年)姑洗吉辰　正四位下行少納言兼侍從臣清原朝臣國賢敬識／以　勅本板行」とある本も同じ。両書共「少郊」の左傍には「ヲノ　私」とある。

(13) 敷田年治『標注播磨風土記』下　追而書（一八八七年、玄同舎）。

(14) 敷田は『日本紀標注』において「少郊池野は、上に引ける播磨風土記、美嚢郡ノ條に、少野宮池野宮あり、此に或本とは播磨風土記の傳へなり」と付言している。

敷田年治『日本紀標注』一四（一八九一年、小林林之助発行）。